

宮崎市納税通知書封筒広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎市広告事業実施要綱（平成19年10月10日施行。以下「要綱」という。）の規程に基づき、本市の納税通知書発送用封筒（以下「封筒」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 封筒に掲載する広告物及び広告主が指定した広告の内容は、宮崎市広告事業実施要綱及び別に定める宮崎市納税通知書封筒広告掲載基準に適合するものでなければならない。

(広告掲載の位置等)

第3条 封筒の中の広告掲載の位置、枠数等は、市が定めるものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第4条 広告物の原稿は、広告主（要綱第10条第2項に規定する広告主をいう。以下同じ。）が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱業者（同項に規定する広告取扱業者をいう。以下同じ。）は、市の指定する仕様に従って制作し、市に提出するものとする。

(広告を掲載した封筒の使用期間)

第5条 広告を掲載した封筒の使用期間は、当該年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広告取扱業者が行うものとする。

(広告取扱業者の選定)

第7条 広告取扱業者は、競争入札により選定する。

2 市は、前項の入札に参加しようとする者が宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者（法人である場合にあってはその業務を執行する役員）であるときは、入札に参加させないものとする。

3 前項の競争入札に関し、必要となる事項は、市が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を行おうとする者は、広告取扱業者を通じて、宮崎市納税通知書封筒広告申込書（別紙様式）に掲載しようとする広告の原稿等を添付して、市に申し込むものとする。

(広告掲載の承諾)

第9条 市は、前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定するため、広告審査会を開催するものとする。この場合において、広告審査会の開催が困難な場合は、書面をもって開催に代えることができる。

2 市は、前項の審査会の審査の結果、適当と認める場合には、封筒の広告掲載について承認するものとし、その結果を、広告取扱業者を通じて広告掲載の申込みをした者に通知するものと

する。

- 3 市は、前項の広告掲載に係る承諾をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第2条に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主または広告取扱業者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載料）

第10条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、広告取扱業者が定める。

- 2 広告主は、広告取扱業者が定める手続きに従い、広告取扱業者に広告掲載料を支払うものとする。

（広告掲載料の還付）

第11条 広告主または広告取扱業者の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止した場合、若しくは広告掲載に係る契約を解除したときは、広告取扱業者との契約金額に基づき、算出した金額を還付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、広告掲載した封筒が送達されなかった場合は、還付しないものとする。

(1) 郵便事業者等に起因する事情等により、発送した納税通知書の大半が送達されなかった場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

- 3 前2項の規定により還付する場合には、利子を付さないものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成19年12月17日から施行する。

附則

この要領は、平成22年10月4日から施行する。

附則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

宮崎市納税通知書封筒広告掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、宮崎市納税通知書封筒広告取扱要領第2条に規定する基準を定めるものである。

(広告物の形式)

2 掲載する広告物は、納税通知書封筒の印刷広告とする。

(広告掲載箇所、サイズ、入稿形態)

3 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り、以下の基準によるものとする。

- (1) 広告掲載箇所 納税通知書封筒
- (2) サイズ 縦6.5cm × 横16cm の枠内
- (3) 入稿形態 イラストレーターで作成、文字はアウトライン化
(出力見本を1部添付すること)

(市の広告情報との区分)

4 次の表現を含む広告物は、納税義務者が市の広告情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。

- (1) 「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、納税義務者が宮崎市の事業と誤解しやすいもの。

(色調)

5 広告物の色調等については、次のとおりとする。

- (1) 広告物の色数については、封筒印刷で使用する色数を越えないものとする。
- (2) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮する。

(解像度)

6 広告物の文字、写真、イラスト等については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならないこととする。